

令和6年1月25日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊補給統制本部  
調達会計部長 清水 和彦

「補給統制本部標準契約書等」の一部変更について

この度、「補給統制本部標準契約書等」補統分支365号(27.3.25)の一部を補統分支第74号(6.1.25)により、下記の箇所を変更しましたのでお知らせします(赤字は変更箇所)。

なお、本変更については、令和6年1月25日に締結する契約から適用します。

記

○ 特約条項

1 実際価格計算書の提出部数の変更

現行：3部→変更後：1部

『標準内外作業方式契約に関する特約条項(第1号) 付録第7』

第7条を次の1項へ変更します。

(実際価格計算書の提出)

第7条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

『整備診断に関する特約条項(第3号) 付録第8』

第4条を次の1項へ変更します。

(実際価格計算書の提出)

第4条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

『整備診断及び診断後修理に関する特約条項(第4号) 付録第9』

第6条を次の1項へ変更します。

(実際価格計算書の提出)

第6条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

『代金確定に関する特約条項(第6号) 付録第11』

第6条を次の1項へ変更します。

(実際価格計算書の提出)

第3条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

『契約履行後精算に関する特約条項（第31号） 付録第35』

第4条を次の1項へ変更します。

(実際価格計算書の提出)

第4条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

2 『代金確定に関する特約条項（発生・見込額報告付）（第37号）付録第41』  
及び『契約 履行後積算に関する特約条項（発生・見込額報告付）（第38号）  
付録第42』の新設

別紙のとおり

付録第41

代金確定に関する特約条項(発生・見込額報告付)(第37号)

(代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

(実績価格)

第2条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

(費用の報告)

第3条 乙は、この契約履行のために発生した費用(以下「発生額」という。)及び見込額について、令和〇年〇〇月〇〇日までに、発生・見込額報告書(別紙様式第1)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、発生額については、令和〇年〇〇月分までとする。

(契約金額の確定)

第4条 甲は、前条に規定する発生・見込額報告書を受領した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて金額を再計算する。

2 甲は、計算した金額を踏まえて乙と協議して、当該契約金額の範囲内で契約金額を確定するものとする。

3 甲乙協議が整わない場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

(実際価格計算書の提出)

第5条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

(実績価格の算定)

第6条 甲は、前条に規定する実際価格計算書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ実績価格を算定するものとする。

(確定代金)

第7条 前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 甲は、第5条に規定する期日までに乙から実際価格計算書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

(契約金額の中途確定)

第8条 甲が必要と認める場合は、第1条の規定にかかわらず乙と協議のうえ契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の承認等)

第9条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を

付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第10条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第11条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第12条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説

明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第13条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第36条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(限度額等の変更)

第14条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(代金確定特約)

### 実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項(第37号)第2条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価(1+2+3)
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価(4+5+6)
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格(7+8+9)
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格(10+11+12)
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格(13+14)

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2) 一般管理及び販売費率、利率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実際価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27.3.20)によるものとする。

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長 殿

住 所  
会社名  
代表者

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生・見込額を特約条項に基づき別紙の  
とおり報告します。

記

- 1 契約番号（年月日）：
- 2 契 約 品 名：
- 3 契 約 金 額：
- 4 納 期：

【A 4 縦長に使用】

別紙

発生・見込額報告書

費目		区分	発生額	見込額	合 計
直接材料費					
加工費	金額（円）				
	工数（H）				
直接経費					
製造原価					
一般管理及び販売費					
販売直接費					
総原価					
利子					
利益					
裸価格					
梱包費					
輸送費					
計算価格					
消費税及び地方消費税 額					
合 計					

※コスト変動調整分については別途計算する。

【A 4 縦長に使用】

## 契約履行後精算に関する特約条項(発生・見込額報告付)(第38号)

## (契約金額)

第1条 この契約金額は、契約履行後精算条件付確定金額とする。

## (契約履行後精算条件付確定金額)

第2条 契約履行後精算条件付確定金額とは、乙が契約の履行後、仕様書(調達要領指定書を含む。)で定められた役務又は製造内容について、この特約条項の定めるところにより、実績価格の確認を行い契約金額との差異について精算を実施し、契約金額に達しない場合は差額(以下「契約差額」という。)を返納させることを条件とする金額をいう。

## (実績価格)

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

## (費用の報告)

第4条 乙は、この契約履行のために発生した費用(以下「発生額」という。)及び見込額について、令和〇年〇〇月〇〇日までに、発生・見込額報告書(別紙様式第1)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、発生額については、令和〇年〇〇月分までとする。

## (契約金額の確定)

第5条 甲は、前条に規定する発生・見込額報告書を受理した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて金額を再計算する。

2 甲は、計算した金額を踏まえて乙と協議して、当該契約金額の範囲内で契約金額を確定するものとする。

3 甲乙協議が整わない場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

## (実際価格計算書の提出)

第6条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書(1部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

## (実績価格の決定)

第7条 甲は、前条により実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し、

実績価格を決定する。

2 甲は、前条第1項に定める期日までに乙が実際価格計算書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。

## (契約差額等)

第8条 実績価格が契約金額に達しない場合は、契約金額から実績価格を控除した金額を契約差額とする。

2 実績価格が契約金額に等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金とする。

## (計算規則の承認等)

第9条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。



- 3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第10条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第11条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第12条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。

以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

- 2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説

明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第13条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じな

かった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第36条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(契約差額の返納請求等)

第14条 甲は、乙に契約差額が生じた場合は、期限を指定して当該契約差額相当額の返納を乙に請求するものとする。

- 2 乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の延滞料を加算して納付するものとする。

(履行後精算特約)

### 実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項(第38号)第3条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価(1+2+3)
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価(4+5+6)
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格(7+8+9)
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格(10+11+12)
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格(13+14)

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実際価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27.3.20)によるものとする。

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長 殿

住 所  
会社名  
代表者

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生・見込額を特約条項に基づき別紙のとおり報告します。

記

- 1 契約番号（年月日）：
- 2 契 約 品 名：
- 3 契 約 金 額：
- 4 納 期：

【A 4 縦長に使用】

別紙

発生・見込額報告書

区分		発生額	見込額	合 計
費目				
直接材料費				
加工費	金額（円）			
	工数（H）			
直接経費				
製造原価				
一般管理及び販売費				
販売直接費				
総原価				
利子				
利益				
裸価格				
梱包費				
輸送費				
計算価格				
消費税及び地方消費税額				
合 計				

※コスト変動調整分については別途計算する。

【A 4 縦長に使用】